

水質汚濁防止法

特定施設使用廃止届出書

記載例

(有害物質貯蔵指定施設使用廃止届出書)

【注意】

- ・本記載例は、記載方法の一例を示したものです。
施設の状況等によっては、記載事項の修正を求める場合があります。
- ・実際に届出をする際は、事前に御相談ください。
- ・提出部数は、正副2部となります。
- ・届出事由が発生した日から30日以内に届出書を提出する必要があります。
- ・手続きが遅延した場合、「遅延理由書」等を添付していただく場合があります。
- ・「記載の流れ」における、※その他の注意点についても必ず事前に確認してください。

※本記載例は、特定施設（または有害物質貯蔵指定施設）の廃止届に関する一例です。

平塚市 環境部 環境保全課

(最終更新：令和6年12月)

様式第 6（第 7 条関係）

①
特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~使用廃止届出書
②
令和〇年 〇月 〇日

平塚市長 殿
③
住 所 神奈川県〇〇市〇〇町 1-1
届出者 名称及び 〇〇工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
①
電話番号 XXXX-XX-XXXX

①
特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

④	工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社 平塚工場	※整理番号	
⑤	工場又は事業場の所在地	平塚市〇〇町XX-X	※受理年月日	年 月 日
⑥	特定施設の種 類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (2台) 処理施設H-1、H-2	※施設番号	
⑦	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	〇〇棟 3 階 (添付●のとおり)	※備 考	
⑧	使用廃止の年月日	令和〇年 〇月 〇日		
⑨	使用廃止の理由	施設更新のため		

備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

記載の流れ

- ① 届出の名称の選択
届け出る内容に該当しない字句は、削除せず二重取消線で抹消します。
 - ・ 特定施設・有害物質貯蔵指定施設の選択
 - 有害物質使用特定施設の場合は、特定施設を選択します。
- ② 届出日
市に提出し、正式に受理された日の日付を記載します。
内容に不備がある場合には受理できない可能性がありますので、
空欄のまま窓口を持参しても問題ありません。
- ③ 届出者情報
氏名、住所及び電話番号を記載します。
法人にあっては、特定事業場の管理責任を負う代表者（代表取締役や工場長など）
が所属する住所、社名及び代表者の職氏名を記載します。
- ④ 工場又は事業所の名称
届出施設を設置している特定事業場の名称を記載します。
- ⑤ 工場又は事業所の所在地
届出施設を設置している特定事業場の所在地を記載します。
地番から住居表示に改めた場合も含め、前回の届出内容から変更がある場合には、
こちらの届出の前に、所在地変更に関する「氏名等変更届」の提出が必要です。
- ⑥ 特定施設の種類の
今回廃止した特定施設について、水質汚濁防止法施行令 別表第一に掲げる項番号・施設
名称とその台数、特定事業場で用いている施設の名称*を記載します。
※施設の名称は、設置届（または変更届）に記載した届出上の施設名称を記載します。
※有害物質貯蔵指定施設など、法第5条第3項の規定による届出施設の場合には、この欄
には記載しないこと。
- ⑦ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所
施設の設置場所を記載します。さらに、設置場所を説明する図面を添付します。
- ⑧ 使用廃止の年月日
特定施設を廃止した日付を記載します。
- ⑨ 使用廃止の理由
特定施設を廃止した理由を記載します。

※その他の注意点

届出を受理する際、廃止する特定施設において水質汚濁防止法上の有害物質を使用していたかに関する聞き取りを行いますので、事前に過去の届出書上の記載内容及び実際の使用状況について確認を行ってください。

（有害物質の使用の有無について、届出書内に記載する必要はありません。）

廃止する施設において一度でも有害物質を使用していた場合、土壤汚染対策法等に伴う土壤汚染調査の対象となる場合があります。